

佐賀県介護員養成研修受講支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護員養成研修の受講料に対して補助金を交付することにより介護人材の新規参入の促進、介護従業者の介護の質の向上、人材定着等を図るため、介護員養成研修の受講に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及び佐賀県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保事業)補助金交付要綱(以下「基金要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第3条第1項第1号ロに掲げる都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者(以下「指定事業者」という。)が実施する研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

2 この要綱において、「生活援助従事者研修」とは、指定事業者が実施する研修で、規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程に係るものをいう。

3 この要綱において、「介護員養成研修」とは、「介護職員初任者研修」と「生活援助従事者研修」の総称をいう。

(交付の対象経費及び補助率(補助金額))

第3条 補助金の区分、対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表1のとおりとする。

2 前項により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受講者支援 平成29年4月1日以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 研修受講料を負担した者であること。

(イ) 補助金の交付申請時点で、佐賀県内の別表2に掲げる種別の介護事業所等(以下、「介護事業所等」という。)において介護職員として勤務し、引き続き勤務する意思があること。

(ウ) 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料について、国や他の地方公共団体等の制度や事業等による支援、補助又は助成(求職者支援制度等による場合を含む。)を受けておらず、受ける見込みがないこと。

(2) 事業者支援 介護事業所等を運営する法人(以下「介護事業者等」という。)であって、次に掲げる要件をいずれも満たす者。

(ア) 介護事業者等が研修受講料を負担したこと(研修受講料を負担した従業者等に対し、介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。)

(イ) 佐賀県内の介護事業所等で介護職員として勤務している者又は勤務予定の者が、平成29年4月1日以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了し、介護事業者等が補助金の交付申請を行う時点で、当該介護事業所等に勤務しており、引き続き勤務する意思があること。

(ウ) 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料について、介護事業者等又は従業者等が、国や他の地方公共団体等の制度や事業等による支援、補助又は助成(求職者支援制度等による場合を含む。)を受けておらず、受ける見込みがないこと。

2 交付対象者は、自己又は法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の交付対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人であってはならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、別添様式(様式第1号)のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請及び実績報告に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請及び実績報告を行わなければならない。(事業者支援区分の申請に限る。)

ただし、交付申請及び実績報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書及び実績報告書(以下「申請書等」という。)は、長寿社会課長が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

5 第1項に定める申請は、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者1人につき、各々の研修で1回に限るものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認め、実績報告に係る補助対象事業の成果が、規則、基金要綱、及び本要綱の規定に適合すると認めたときは、交付決定(交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件)及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行ったときは、別添様式(様式第2号)により、速やかに交付対象者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた交付対象者は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、知事に別添様式(様式第3号)による申請取下書を提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則、基金要綱及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金額の確定後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別添様式(様式第4号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還

しなければならない。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 上記各号に掲げるもののほか次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(ア) 受講者支援による補助金を受けた者

県が本事業の効果検証等のため調査を行う場合には協力すること。

(イ) 事業者支援による補助金を受けた者

県が本事業の効果検証等のため調査を行う場合には協力すること。また、従業者に対し県の調査に協力するよう周知すること(従業者に対し、現在勤務中の介護事業所を離職した場合も県の調査に協力すべき旨の周知を含む。)

(補助金の交付請求)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は別添様式(様式第5号)のとおりとする。

(是正のための措置)

第10条 知事は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付対象者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、規則第16条第3項の規定に基づき、補助金の交付を受けたものが、補助金事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 交付対象者が第4条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。

3 知事は、前2項の規定により取消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定に基づき、当該補助事業者にその額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、規則第18条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、規則第18条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還の期限)

第12条 規則第17条第2項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令に付した日とする。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

区分		対象経費	補助率	支給方法
受講者支援	ア 介護員養成研修の受講者が、右欄の経費を研修機関に直接支払った場合（イに該当する場合を除く。）	介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料（必須教材費を含む。ただし、補講料及び追試受験料等は除く。以下同じ。）	2分の1 （50,000円を上限）	左記の金額を支給する。
	イ 介護員養成研修の受講者が、その負担した介護員養成研修の受講料に対し、介護事業者等から支給金（給与、賃金、手当等と区別のものに限る。以下同じ。）の支給を受けた場合	介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料	2分の1 （50,000円を上限） ただし、支給する金額は右記のとおり	左記により算出した補助金額×（（研修受講料—支給金）／研修受講料）
事業者支援	ア 介護事業者等が、介護員養成研修の受講者に係る右欄の経費を研修機関に直接支払った場合	介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料 （従業者等（従業者又は従業予定者をいう。以下同じ。）ごとに算出。）	2分の1 （50,000円を上限）	左記の金額を支給する。
	イ 介護員養成研修の受講者が負担した介護員養成研修の受講料に対し、介護事業者等が支給金を支給した場合	介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料 （従業者等ごとに算出。）	2分の1 （50,000円を上限） ただし、支給する金額は右記のとおり	左記により算出した補助金額×（支給金／研修受講料）

(別表2)

- 1 老人デイサービスセンター
- 2 指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
- 3 指定地域密着型通所介護
- 4 指定認知症対応型通所介護
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護
- 6 老人短期入所施設
- 7 指定短期入所生活介護
- 8 指定介護予防短期入所生活介護
- 9 養護老人ホーム
- 10 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
- 11 軽費老人ホーム
- 12 ケアハウス
- 13 有料老人ホーム
- 14 指定小規模多機能型居宅介護
- 15 指定介護予防小規模多機能型居宅介護

- 1 6 指定複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 1 7 指定訪問入浴介護
- 1 8 指定介護予防訪問入浴介護
- 1 9 指定認知症対応型共同生活介護
- 2 0 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- 2 1 介護老人保健施設
- 2 2 介護療養型医療施設
- 2 3 介護医療院
- 2 4 指定通所リハビリテーション
- 2 5 指定介護予防通所リハビリテーション
- 2 6 指定短期入所療養介護
- 2 7 指定介護予防短期入所療養介護
- 2 8 指定特定施設入居者生活介護
- 2 9 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- 3 0 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- 3 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 3 2 サービス付き高齢者向け住宅
- 3 3 第 1 号訪問事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のイ）
- 3 4 第 1 号通所事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のロ）
- 3 5 第 1 号生活支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のハ）
- 3 6 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のニ）
- 3 7 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）
- 3 8 指定訪問介護
- 3 9 指定夜間対応型訪問介護
- 4 0 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 4 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条に規定する障害福祉サービス事業所
- 4 2 その他知事が適当と認める事業所